平成２５年（再イ）第３４号
岡山市中区海吉2150番地７
再生債務者　中島　和博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月27日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３０号
宮崎市大淀３丁目４番６号
再生債務者　杉田　智史
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月27日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第３１号
宮崎市大淀３丁目４番６号
再生債務者　杉田　芳子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月27日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２５年（再イ）第２５号
秋田市手形字山崎30番地６
再生債務者　三浦　英徳
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月26日
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第１６６号
千葉県市川市須和田１丁目26番６号
再生債務者　松田　和久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月26日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再ロ）第１２号
横浜市港南区笹下２丁目３番３―701号
再生債務者　山本　耕造
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月27日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３６号
愛媛県東温市南方1885番地11
再生債務者　玉井　和良
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月27日　松山地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第２５号
岡山県倉敷市真備町市場2808番地１
再生債務者　池田　拓也
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月27日　岡山地方裁判所倉敷支部

平成２５年（再イ）第２２号
香川県高松市西山崎町480番地１　クローバーポンドＤ102号室
再生債務者　岸本　裕美（旧姓宮武）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成26年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月27日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構九州支社公告第１号
福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による換地処分の通知については、送付すべき場所を確知することができなかったため、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記の通り公告する。
平成26年４月９日
福間都市計画事業福間駅東土地区画整理事業
施行者　独立行政法人都市再生機構九州支社
支社長　内山　省吾
記
権利者氏名　（抵当権者等）増田岩五郎
権利者住所　福岡県宗像郡津屋崎町大字在自333番地
従前の土地
所　在　福津市大坪29番１
地　目　田
登記簿地積　2,625㎡
基準地積　2,672.56㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
１番抵当権　部分　全部
権利価格　83,105,344円
換地処分後の土地
所　在　福津市日蒔野五丁目17番１
地　目　宅地
地　積　229.74㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
１番抵当権　部分　全部
権利価格　10,970,208円
所　在　福津市日蒔野五丁目17番２
地　目　宅地
地　積　229.75㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
１番抵当権　部分　全部
権利価格　10,970,688円
所　在　福津市日蒔野五丁目17番３
地　目　宅地
地　積　229.73㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
１番抵当権　部分　全部
権利価格　10,969,728円
所　在　福津市日蒔野五丁目17番23
地　目　宅地
地　積　537.09㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
１番抵当権　部分　全部
権利価格　25,646,432円
所　在　福津市日蒔野五丁目17番24
地　目　宅地
地　積　514.09㎡
所有権以外の権利又は処分の制限
１番抵当権　部分　全部
権利価格　24,548,288円
（教示）
１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６カ月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分取消しの訴えを提起することができます。
以　上

計量法第146条において準用する同法第66条の規定に基づく登録の失効の公告

○独立行政法人製品評価技術基盤機構公告第316号
計量法（平成４年法律第51号）第146条において準用する同法第66条の規定によって登録事業者の登録の効力の全部が失効したので、同法第168条の５第７号の規定に基づく同法第159条第１項第４号の規定に基づき、公告する。
平成26年４月９日　独立行政法人製品評価技術基盤機構　理事長　安井　至